

2026年5月29日

各位

大同生命保険株式会社  
代表取締役社長 藤田 広行

契約者が認知症等により、意思表示困難になったときのために  
**「保険契約者代理特約」の取扱いを開始！**



T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：藤田 広行、以下「当社」）は、2026年6月1日（月）より「保険契約者代理特約」の取扱いを開始いたします。

高齢化の進展に伴い、認知症患者は増加傾向にあり、当社のご高齢のお客さまからも「将来、自分で契約手続きができなくなるかもしれない」といった不安の声が寄せられています。

こうしたお客さまのニーズにお応えするため、契約者が自分自身での保険に関する手続きの意思表示が困難となった場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が契約者に代わって各種手続きを行うことができる「保険契約者代理特約」を導入いたします。

<保険契約者代理特約の概要>

特約付加の対象	当社商品にご加入の個人契約者
代理人として登録可能な範囲	契約者と次のいずれかの関係にある方 ①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③3親等以内の親族 ④同居または同一生計の方（同性パートナーなど） ⑤療養看護に努める方 ⑥財産管理を行っている方 ⑦死亡保険金等の受取人 ⑧上記④～⑦に掲げる方と同等の特別な事情があると当社が認めた方
代理人として可能な主な手続き	代理人は以下の手続きを代理可能※です。 ・保険契約の解約 ・保険金等の減額 ・保険金、給付金、年金等の請求 ・特約の中途付加、変更 ・保険契約の更新（更新停止を含む） ・契約者貸付、貸付金の返済 ・住所、電話番号変更 等 ※保険料が増額となる手続き等、一部に対象外となる手続きがあります。

当社は、高齢のお客さまへ「わかりやすく利便性の高いサービス」をお届けするために「ベストシニアサービス」を推進しています。今後も商品・サービスの開発・提供を通じて、より多くのお客さまに「最高の安心」と「最大の満足」をお届けする生命保険会社を目指してまいります。

以上

## 1. ベストシニアサービスとは

当社では、高齢のお客さまへ「わかりやすく利便性の高いサービス」をお届けするために、「ベストシニアサービス」を推進しています。

「ベストシニアサービス」では、高齢のお客さま一人ひとりの事情を十分に配慮し、円滑・適切な保険金・給付金のお支払い等を実現するため、「ご加入」から「お支払い」までの全期間を通じて、様々な取組みを実施しています。

## 2. ベストシニアサービスの主な取組み内容

主な取組み	内容
保険契約者代理特約のご案内 <u>&lt;New&gt;</u>	契約者が自分自身での保険に関する手続きの意思表示が困難となった場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が契約者に代わって各種手続きを行うことができる「保険契約者代理特約」をご案内しております。
ご家族同席の推奨	お申込み内容を十分にご理解のうえ安心してご加入いただくため、高齢のお客さまのお手続きには、ご家族の同席をご案内しております。お申込み内容や特に重要な事項等について、ご家族同席のもと丁寧にご説明し、お申込み内容がお客さまのご意向に沿っていることを確認のうえ、お手続きいただいております。
ご家族登録制度のご案内	契約者ご本人からの連絡が困難な場合でも、ご登録者からの契約内容のお問い合わせ等に対してご回答できるよう、「ご家族登録制度」をご案内しております。
指定代理請求特約のご案内	受取人ご本人が入院給付金等を請求することが難しい場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）からご請求いただけるよう「指定代理請求特約」をご案内しております。

以上